

議案第8号

東郷町消防団条例の一部改正について

東郷町消防団条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、消防団員の処遇を改善するため必要があるからである。

東郷町消防団条例の一部を改正する条例

東郷町消防団条例（昭和63年東郷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項から第3項までを次のように改める。

報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

- 2 基本団員に、年額報酬を支給し、その額は別表のとおりとする。
- 3 基本団員及び機能別団員に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める出動報酬を支給する。

(1) 災害出動及び警戒出動 1日につき 8,000円

(2) 訓練等出動 1日につき 3,500円

別表部長及び班長の項及び団員の項中「30,000円」を「36,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

消防団員の処遇を改善するため、報酬の額を改正する必要があるからである。

2 改正内容

- (1) 基本団員のうち、部長、班長及び団員の年額報酬の額を増額すること。（第14条関係）
- (2) 基本団員及び機能別団員の出動報酬の額を増額すること。（第14条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。